

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法, 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」という)に基づき, 宇都宮市(以下,「本市」という)が, 新型インフルエンザ等が発生した場合に, 特定接種や予防接種の実施, 予診票の発行等を行う。</p> <p>① 特定接種及び予防接種の実施 ② 特定接種及び予防接種の記録の作成 ③ 特定接種及び予防接種の実費の徴収 ④ 情報提供ネットワークシステムを利用した予防接種記録の照会 ⑤ 情報提供ネットワークシステムを利用した予防接種記録の提供 ⑥ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑦ 予防接種実施後の接種記録等を登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧ 予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>
③システムの名称	<p>① 保健情報管理システム ② 団体内統合宛名システム ③ 共通基盤システム(庁内連携システム) ④ 中間サーバー ⑤ ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 番号法第9条第1項 別表第一10の項・ 番号法第9条第1項 別表第一93の2の項・ 番号法第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2・ 番号法第19条第6号(委託先への提供)・ 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち, 第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>2 番号法第19条第8号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 第59条の2 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>3 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち, 第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市 保健福祉部 保健所 保健予防課 電話番号: 028-622-1171

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市 保健福祉部 保健所 保健予防課 電話番号: 028-622-1171
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表第一93の2の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令 第67条の2 ・ 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・ 番号法第19条第5項(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 番号法第9条第1項 別表第一10の項 ・ 番号法第9条第1項 別表第一93の2の項 ・ 番号法第9条第1項 行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第67条の2 ・ 番号法第19条第6号(委託先への提供) ・ 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み)	事後	しきい値判断の変更となった ため、全項目評価を実施
令和4年3月10日	I 基本情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市保健所 保健予防課 電話番号:028-626-1114	〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市 保健福祉部 保健所 保健予防課 電話番号:028-622-1171	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和4年3月10日	I 基本情報 7. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ	〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市保健所 保健予防課 電話番号:028-626-1114	〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市 保健福祉部 保健所 保健予防課 電話番号:028-622-1171	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象 人数は几人か	1万人以上10万人未満	30万人以上	事後	しきい値判断の変更となった ため、全項目評価を実施
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	しきい値判断の変更となった ため、全項目評価を実施
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	当該項目に係るしきい値判断 に変更なし
令和4年3月10日	II しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付 けられる	事後	しきい値判断の変更となった ため、全項目評価を実施
令和4年3月10日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	しきい値判断の変更となった ため、全項目評価を実施